

II 母子健康手帳の利用法

- * 妊娠が確定し、安定すれば医師から妊娠届出書が発行されます。
- * 妊娠届出書を現住所の市町村にある保健センターに提出すると母子健康手帳が交付されます。
- * 母子健康手帳は健診時に毎回出してください。
- * 妊婦健診受診券は名前と住所を書いておいてください。
- * 里帰りされる方はお住まいの保健センターで使用方法を確認してください
- * 住所変更される方は新しい住所の保健センターへ妊婦健診受診券の発行の手続きをお願いします（補助内容が異なる為）
- * 母子健康手帳はお母さんの妊娠・分娩・産褥の期間と、お子さんの記録です。大人になっても予防接種など振り返りたいことがあるかも知れません。大切に保管しましょう。
- * お母さんに記入していただく箇所がたくさんあります。必要事項をその都度書き入れていきましょう。

